

企業版ふるさと納税で せたな町を応援してください



セターナちゃん

●せたな町はこんな町

せたな町は北海道の南西に位置し、総延長78kmの海岸線や狩場茂津多道立公園に指定されている標高1,520mの狩場山を有するなど、自然豊かなまちです。農業・畜産業・漁業を基幹産業とし、町の中心部には何度も清流日本一となっている一級河川後志利別川が流れています。

●企業版ふるさと納税とは

国が「地域再生計画」として認定した地方公共団体の取組に対して法人が寄附を行った場合、通常の損金算入による軽減効果と合わせて、税額控除により、寄附額の最大約9割が軽減される制度です。

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります
- 本社がせたな町外にある企業が対象となります
- 寄附を行うことの見返りに経済的な利益を受け取ることは禁止されています

●企業版ふるさと納税のメリット

実質負担が最大約1割に

例えば10万円を寄附すると、最大約9万円の法人関係税が軽減され、実質負担額が約1万円になります。

損金算入
約3割

税額控除
最大6割

企業負担
約1割

寄附額

企業版ふるさと納税を活用する事業

せたな町では、せたな町まち・ひと・しごと創生推進計画で企業版ふるさと納税を活用する事業として4つの柱を定めています。

具体的な取組については、計画を確認にいただかずか、担当者までお問い合わせください。

①稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする事業



産業・商工関連

↑ウニ養殖試験の様子（令和4年2月）

②地方とのつながりを築き、せたな町への新しいひとの流れをつくる事業



観光・移住関連

↑せたな漁火祭り（イベント事業補助金）

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業



結婚・出産・子育て関連

↑結婚関連事業

④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業



暮らし・生活関連

↑花いっぱい運動

寄附の流れ

寄附の申出

下記問合せ先に事業を確認の上、申出書を提出ください



寄附金の払込

受領決定通知後に、寄附金の払込をお願いします



申告の手続

交付する受領証により申告手続をお願いします

【お問合せ・寄附のお申し出先】

せたな町役場
まちづくり推進課
電話 0137-84-5111（代表）

↓詳細はこちらから↓

せたな町 企業版ふるさと納税

検索